

令和6年4月11日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和6年4月11日、午前9時30分久留米市職員会館メルクス3階 会議室に招集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1番	今村 東 委員
2番	内田すなを 委員
3番	大石 敏裕 委員
4番	甲斐サエ子 委員
5番	柿本 正信 委員
6番	川津 富夫 委員
7番	古賀 喜治 委員
8番	後藤マス子 委員
9番	清水 邦宏 委員
10番	白水 貴 委員
11番	末次 龍夫 委員
12番	高田 光秀 委員
13番	田川 政文 委員
14番	田中 文 委員
15番	轟 香代子 委員
16番	中園 正彦 委員
18番	中山 健治 委員
19番	林田 高夫 委員
20番	日比生和雄 委員
21番	福島 哲憲 委員
22番	保坂 泰生 委員
23番	松隈 康吉 委員
24番	本山 龍一 委員

欠席委員は次のとおりである。

中村 裕 委員

事務局の出席者は7名である。

事務局 それでは開催に当たり、報告をいたします。
本日は、現委員数24名中23名の出席がっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立をしております。
それでは、会長、よろしく願いいたします。

議長 どうも皆様、おはようございます。
早速でございますが、4月の農業委員会総会を開催いたします。よろしく願いいたします。
それでは、議題に入ります。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 1ページをお願いいたします。
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、農地の所有権移転の許可申請書が提出されましたので付議いたします。
所有権移転、東部地域、審議番号1番から6ページの17番までの17件です。
6ページをお願いいたします。
西部地域、審議番号18番から8ページの25番までの8件です。
以上の審議案件につきまして、農地法第3条第2項の各号の審査基準について、審査会において説明を行いまして、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。
以上で説明を終わります。

議長 事務局からの説明が終わりました。
なお、本議案の審議番号2番、5番、6番、7番、8番、13番及び19番は、新規就農案件及び新規農地取得案件でありますので、聞き取り調査の結果について、担当委員より報告をお願いいたします。
それでは、報告をお願いします。

委員 審議番号2番の案件につきまして、3月28日に、申請人の****氏と私、**、**推進委員、事務局職員において、ヒアリングを実施いたしましたので、報告いたします。

申請人の****氏は、今回、大橋町合楽の農地を売買にて取得し、農業を始める予定です。申請人の年齢は51歳です。農作業は申請人本人が行うとのことです。

営農計画は、花苗、花木をハウスで作付する計画となっています。

**氏は、農業経験はありませんが、長年花市場に勤務していた経験を活かしていきたいとのことです。就農後の相談相手は、前職で知り合った佐賀県の花苗農家とのことでした。

農機具については、軽トラックを所有され、今後トラクターを借用される予定です。

出荷については、久留米花市場、田主丸植木市場へ出荷予定とのことでした。

ヒアリングをした結果、やる気も見受けられ、今後の活躍も見込めるものと考えられます。

以上で、ヒアリング結果について報告を終わります。

委 員 新規就農案件ヒアリング報告をします。

審議番号5番、6番の案件につきまして、3月28日に、申請人****氏と、私、**、**推進委員、事務局職員において、ヒアリングを実施いたしましたので報告いたします。

申請人の****氏は、今回、山本町豊田の農地を売買にて取得し、農業を始める予定です。申請人の年齢は84歳です。農作業は、申請人本人と妻が行うとのことです。

営農計画は芋、米を作付する予定となっております。

氏は久留米市での農地取得は今回が初めてですが、朝倉市に農地を所有し、50年の農業経験があります。就農後の相談相手は、農業委員、朝倉市の農家とのことでした。

農機具については、耕うん機、トラクター、軽トラック、コンバインを所有されています。

今回、収穫した芋、米は、**氏が会長を務める会社の社員へ提供したいとのことです。また、息子を後継者としてお考えです。

ヒアリングをした結果、やる気も見受けられ、今後の活躍も見込めるものと考えられます。

以上で、ヒアリング結果について報告を終わります。

続きまして、審議番号7番の案件につきまして、3月28日に、申請人****氏と、私、**、**推進委員、事務局職員において、ヒアリングを実施いたしました。

たので報告いたします。

申請人の****氏は、今回、山本町耳納の農地を売買にて取得し、農業を始める予定です。申請人の年齢は40歳です。今回、申請地の北側の宅地も購入し、住宅を建築予定です。農作業は、申請人本人が行うとのことです。

営農計画は、野菜を作付する計画となっております。**氏は、実家の鹿児島県で15年の農業経験があります。就農後の相談相手は、実家の母とのことでした。

農機具については、くわ、スコップとされていますが、造園会社に勤務されているため、必要な農機具があれば、会社から借用される予定です。

今回、収穫した野菜は、自家消費用とのことですが、商品にできそうなものが育てば、道の駅などへ出荷を考えていきたいとのことでした。

ヒアリングをした結果、やる気も見受けられ、今後の活躍も見込めるものと考えられます。

以上で、ヒアリングの結果について報告を終わります。

委 員 審議番号8番の案件につきまして、3月6日に、申請人の****氏と、**副会長、私、**、**推進委員、事務局職員がヒアリングを行いましたので、報告いたします。

申請人の**氏は、今回、田主丸町石垣の農地を売買にて取得し、農業を始める予定です。今回の取得農地では、バイオマス発電用のトウモロコシの作付を行う予定です。申請人の年齢は28歳です。農作業は、主に本人が行うとのことです。

農業経験についてはございませんが、トウモロコシ栽培を勧めてくれた栽培経験のある知人から指導を受ける予定です。収穫物は、バイオマス発電の原料として利用する計画です。トウモロコシを刈り取り、発酵させてガスを取り出して、それを燃料に発電を行います。

農機具につきましては、トラクターとマニアスプレッダーを所有してあります。発電会社の業務の一環として営農をすることや、これまで安定して発電事業を行っていることから、農地の管理に問題は生じないと考えております。

以上で、ヒアリング結果について報告を終わります。

委 員 審議番号13の案件につきまして、3月6日に、申請人 ****氏と息子の***氏と**副会長、私、**、****推進委員、事務局職員において、ヒアリングを実施いたしましたので報告いたします。

申請人の****氏は、今回、田主丸町豊城の農地を売買にて取得し、農業を始める予定です。申請人の年齢は81歳です。妻は76歳、子は50歳です。農作業は、子が中心となって、申請人と妻も行う計画です。

営農計画は、ヘーゼルナッツを栽培する計画となっております。

農業経験はゼロ年ですが、苗木を購入した業者や、近郊の植木・苗木農家に助言を受けているそうです。また、研修も受講されています。収穫物は、アイスクリームやクッキー等に加工して、販売する予定です。就農後の相談相手は、購入元の苗木業者です。また、近隣農家の方とも、今度関係を築いていろいろと助言を受けたいとのことでした。

農機具については、所有の予定はございません。

ヒアリングをした結果、申請人のやる気も見受けられ、資金的な問題もなく、今後の活躍も見込まれるものと考えられます。

以上で、ヒアリングの結果について報告を終わります。

事務局 本日、**農業委員が欠席とのことですので、私、事務局の方で代読いたしたいと思っております。

審議番号19番の案件につきまして、3月26日に、申請人****氏と**農業委員、**推進委員、事務局職員において、ヒアリングを実施いたしましたので報告いたします。

申請人の****氏は、今回、上津町の農地を売買にて取得し、農業を始める予定です。申請人の年齢は79歳です。今回、申請地の隣接地も購入予定です。農作業は、申請人本人と孫が行うとのことでした。

営農計画は、みかんを作付する計画となっております。**氏は、農業経験はありませんが、知り合いの農家の指導を受けながら、農地を管理していきたいとお考えをお持ちです。

農機具については、草刈り機、スコップ、くわを所有されています。

今回、収穫したみかんは、自家消費用とのことでした。ヒアリングをした結果、農地の適正な管理が見込めるものと考えられます。

以上で、ヒアリング結果について報告を終わります。

議長 ありがとうございます。報告が終わりましたので、ただいまより質疑に入りたいと思っております。質疑のある方は、挙手を願います。質疑はございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

委員 審議番号の8番ですが、バイオマス発電用のトウモロコシということですが、この発電所はどこにあるんですか。

事務局 **さんにつきましては、バイオマス発電を筑前町で、現在操業されておられます。先ほどの説明に補足をいたしますと、トウモロコシを大体年間2回転から3回転を目標にされておられます。ガスが発生した後の残渣につきましては、肥料として加工してまた販売する。農地を活用するということですので、我々としても、そういったところを、非常に期待をして、順調にいつてくれればなど、遊休農地の解消にも貢献するかなと考えております。以上でございます。

委員 トウモロコシ以外にも何か使うんですか、とうもろこしだけですか。

事務局 基本的には、トウモロコシが原料として一番発電量が、効率がよく、農地の面積を有効に活用するには、トウモロコシが一番いいと聞いております。以上です。

委員 どうもありがとうございました。

議長 ほかにございませんか。

「なしの声」

議長 質疑はないようですので、ただいまより採決に移ります。第1号議案について、賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議長 ありがとうございました。全員挙手により、第1号議案は可決されました。続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とい

たします。

事務局の説明を求めます。

事務局

9ページをお願いいたします。

第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について。

農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域1番、1件です。

1番、申請地、田主丸町地徳、田、2筆、計4,431㎡。

申請理由、農地に盛土を行い畑として利用するもの、農地改良行為です。

農地区分は農用地ですが、一時的な利用に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

西部地域2番、3番の2件です。

2番、申請地、城島町西青木、田、1筆、1,335㎡の内335㎡。

申請理由、申請地を自己用住宅兼事務所の敷地として拡張するものです。

農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

3番、申請地、三瀨町清松、田、1筆、150㎡。

申請理由、申請地を自己用住宅の敷地として拡張するものです。

農地区分は第1種農地ですが、特別の立地条件を必要とする事業として、不許可の例外規定を適用しております。

なお、審議番号1番につきましては、県農業会議の意見聴取案件でございます。

以上で説明を終わります。

議長

事務局からの説明が終わりましたので、審査会からの審査結果報告を受けたいと思います。

それでは、東部審査会、西部審査会の順番で、報告をお願いいたします。

委員

東部審査会について報告します。

審議番号1番、地図ナンバーは1番です。

転用目的は、農地改良行為に伴う一時転用です。

一時転用期間は、令和6年4月16日から令和9年4月15日の予定で、改良後は樹木を生産する計画となっています。

申請地は、巨瀬川幼稚園から南西へ約900mのところに位置します。

農地区分については、農用地区域内にある農地ですが、転用目的が一時的な利用に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、新設する暗渠管から沈殿槽を経由して、西側と東側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては発生しません。

被害防除については、L型擁壁及び土羽を整形することにより、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

この申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上、1件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

委 員 西部審査会について報告します。

審議番号は2番、地図ナンバーは2番です。

転用目的は、自己用住宅兼事務所の敷地を拡張するものですが、既に施工されていきましたので、始末書付きの申請となっております。

申請地は、青木小学校から西へ約1.5kmのところに位置します。

農地区分につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ですので、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜柵を経由し、西側の水路へ排水します。汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して、西側の水路へ排水します。

被害防除につきましては、法面施工により、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号3番、地図ナンバーは3番です。

転用目的は、自己用住宅の敷地を拡張するものですが、既に施工されていきましたので、始末書付きの申請となっております。

申請地は、犬塚小学校から北西へ約1.9kmのところに位置し、農地区分につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ですので、第1種農地に該当しますが、転用の目的が特別の立地条件を必要とする事業に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断します。

雨水排水につきましては、溜柵を経由し、東側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、東側道路に埋設されている市下水道管へ接続します。

被害防除につきましては、既設のコンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ計画です。

これら全ての申請案件につきまして、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。報告が終わりましたので、ただいまより質疑に入りたいと思います。

質疑のある方は、挙手をお願いします。質疑ございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑はないようですので、質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。第2号議案に賛成の方、挙手をお願いします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案は可決されました。なお、審議番号1番は許可相当として、県農業会議へ意見聴取をいたします。

それでは続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 10ページをお願いいたします。

第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について。

農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域1番から3番までの3件です。

1番、申請地、大橋町常持、畑、1筆、1,036㎡の内15㎡。

申請理由、申請地を借り受けて、農家住宅及び農業用倉庫を建築するものです。

2番、申請地、善導寺町島、田、1筆、1,274㎡。

申請理由、申請地を取得して、貸露天駐車場及び貸資源物回収広場の敷地を拡張するものです。

農地区分は第1種農地ですが、特別の立地条件を必要とする事業に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

3番、申請地、北野町塚島、畑、1筆、103㎡。

申請理由、申請地を取得して、露天駐車場として利用するものです。

11ページをお願いいたします。

西部地域4番から14ページ16番までの13件です。

4番、申請地、荒木町白口、田、畑、9筆、計4,006㎡。

申請理由、申請地を取得して、特定建築条件付売買予定地（17区画）として利用するものです。

農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

5番、申請地、上津町、畑、1筆、716㎡。

申請理由、申請地を取得して、露天駐車場として利用するものです。

6番、申請地、大善寺町夜明、田、1筆、110㎡の内38㎡。

申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

12ページをお願いいたします。

7番、申請地、藤山町、田、1筆、1,195㎡。

申請理由、申請地を借り受けて、露天資材置場として利用するものです。

8番、申請地、藤山町、田、1筆、297㎡。

申請理由、申請地を借り受けて、分家住宅を建築するものです。

9番、申請地、城島町西青木、田、2筆、計751㎡。

申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

13ページをお願いいたします。

10番、申請地、三瀨町生岩、田、2筆、計731㎡。

申請理由、申請地を借り受けて、農業用倉庫を建築及び農作業場として利用するものです。

農地区分は農用地ですが、農用地利用計画において指定された用途に供するものと

して、不許可の例外規定を適用しております。

11番、申請地、三漕町高三漕、田、2筆、計2,406㎡。

申請理由、申請地を取得して、特定建築条件付売買予定地（9区画）として利用するものです。

農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

12番、申請地、三漕町高三漕、田、1筆、729㎡。

申請理由、申請地を取得して、露天資材置場として利用するものです。

農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

13番、申請地、三漕町玉満、田、1筆、314㎡。

申請理由、申請地を取得して、露天駐車場として利用するものです。

14ページをお願いいたします。

14番、申請地、三漕町玉満、田、3筆、計983㎡。

申請理由、申請地を取得して、事務所用地として利用するものです。

15番、申請地、三漕町玉満、田、1筆、9㎡。

申請理由、申請地を取得して、自己用住宅の敷地を拡張するものです。

16番、申請地、三漕町原田、畑、1筆、259㎡。

申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

なお、審議番号2番、4番及び11番につきましては、県農業会議の意見聴取案件でございます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局からの説明終わりましたので、審査会からの審査結果報告を受けたいと思います。

それでは、東部審査会、西部審査会の順番で報告をお願いいたします。

委員 東部審査会について報告します。

審議番号1番、地図ナンバーは4番です。

転用目的は、農家住宅及び農業用倉庫を建築するものです。

申請地は、大橋保育園から南西へ約500mのところに位置します。

農地区分については、農用地区域内農地以外であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地でありますので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、溜柵を経由して、西側の道路側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して、西側の道路側溝へ排水されます。

被害防除につきましては、既設のコンクリートブロックと石積み及び、周囲と高さを合わせることで土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号2番、地図ナンバーは5番です。

転用目的は、貸露天駐車場及び貸資源物回収広場の敷地を拡張するものです。

転用事業者は、主に一般廃棄物収集運搬業を営んでおります。

申請地は、こでまり保育園から東へ約610mのところに位置します。

農地区分については、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地に該当しますが、転用目的が特別の立地条件を必要とする事業に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜柵を経由して、西側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。

被害防除につきましては、法面施工と既設のコンクリートブロック及び、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号3番、地図ナンバーは6番です。

転用目的は、露天駐車場として利用するものです。

転用事業者は、主に産業廃棄物の収集及び運搬業を営んでおります。

申請地は、大城小学校から西へ約500mのところに位置します。

農地区分については、都市計画法に規定する用途地域内にある農地ですので、第3種農地に該当します。

雨水排水につきましては、自然流下で東側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。

被害防除につきましては、既設のコンクリートブロック及び、砕石を敷き込み、転圧することで、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

これら全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上3件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

委員 続きまして、西部審査会について報告いたします。

審議番号4番、地図ナンバーは7番です。

転用目的は、特定建築条件付売買予定地（17区画）として利用するものです。

申請地は、JR荒木駅から北西へ約700mのところの位置します。

農地区分につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ですので、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜柵を経由し、新設される道路側溝から北側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、東側道路に埋設されている市下水道管へ接続します。

被害防除につきましては、コンクリートブロック及びL型擁壁を設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号5番、地図ナンバーは8番です。

転用目的は、露天駐車場として利用するものです。

なお、申請人は不動産業を営んでおります。

申請地は、久留米工業大学から東へ約80mのところの位置します。

農地区分につきましては、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500m以内に2つの病院がある農地ですので、第3種農地に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下にて南側の道路側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。

被害防除につきましては、緩衝地を設けることにより、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号6番、地図ナンバーは9番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、西鉄大善寺駅から西へ約200mのところの位置します。

農地区分につきましては、おおむね300m以内に鉄道の駅がある農地ですので、第

3種農地に該当するものと判断しています。

雨水排水につきましては、溜柵を経由して、北側の道路側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、北側道路に埋設されている市下水道管へ接続します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号7番、地図ナンバーは10番です。

転用目的は、露天資材置場として利用するものです。

なお、申請人は土木工事業を営んでおります。

申請地は、祐誠高校から東へ約650mのところ position します。農地区分につきましては、おおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地で、市街化区域に近接しておりますので、第2種農地に該当するものと判断しています。

雨水排水につきましては、自然流下にて排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。

被害防除につきましては、緩衝地を設けることにより、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号8番、地図ナンバーは11番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、祐誠高校から北東へ約670mのところ position します。

農地区分につきましては、おおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地で、市街化区域に近接しておりますので、第2種農地に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜柵を経由して、北側の道路側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、北側道路に埋設されている市下水道管へ接続します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号9番、地図ナンバーは12番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、青木小学校から西へ約1.5kmのところ position します。

農地区分につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ですので、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断して

おります。

雨水排水につきましては、溜柵を経由し、西側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して、西側の水路へ排水します。

被害防除につきましては、コンクリートブロック及びL型擁壁を設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号10番、地図ナンバーは13番です。

転用目的は、農業用倉庫を建築及び、農作業場として利用するものです。

申請地は、西鉄犬塚駅から南へ約1.5kmのところに位置します。

農地区分につきましては、農用地区域内にある農地ですが、転用目的が農用地利用計画において指定された用途に供するものとして、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜柵を経由して、北側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して、北側の水路へ排水します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号11番、地図ナンバーは14番です。

転用目的は、特定建築条件付売買予定地（9区画）として利用するものです。

申請地は、三瀦小学校から西へ約760mのところに位置します。

農地区分につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ですので、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜柵を経由して、新設される道路側溝から北側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、南側道路に埋設されている市下水道管へ接続します。

被害防除につきましては、コンクリートブロック及びL型擁壁を設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号12番、地図ナンバーは15番です。

転用目的は、露天資材置場として利用するものです。

なお、申請人は土木工事業を営んでおります。

申請地は、三潞小学校から西へ約760mのところに位置します。

農地区分につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ですので、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下にて北側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。

被害防除につきましては、周囲より高さを低くし、緩衝地を設けることにより、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号13番、地図ナンバーは16番です。

転用目的は、露天駐車場として利用するものですが、既に施工されておりましたので、始末書付きの申請となっております。なお、申請人は、隣接するグループホームを営んでおります。

申請地は、三潞中学校から南へ約120mのところに位置します。

農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域内にある農地ですので、第3種農地に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下にて西側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号14番、地図ナンバーは17番です。

転用目的は、事務所用地として利用するものです。

申請地は、三潞中学校から南へ約90mのところに位置します。

農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域内にある農地ですので、第3種農地に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜柵を経由して、西側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、西側道路に埋設されている市下水道管へ接続します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号15番、地図ナンバーは18番です。

転用目的は、自己用住宅の敷地を拡張するものです。

申請地は、犬塚小学校から西へ約210mのところに位置します。

農地区分につきましては、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500m以内に2つの病院がある農地ですので、第3種農地に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜桝を経由して、北側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、南側道路に埋設されている市下水道管へ接続します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号16番、地図ナンバーは19番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、三瀨小学校から南西へ約1.1kmのところに位置します。

農地区分につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ですので、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜桝を経由して、東側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して、東側の水路へ排水します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

これら全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。報告が終わりましたので、ただいまより質疑に入りたいと思います。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。質疑ございませんでしょうか。どうぞ。

委員 審議番号2番と3番の産業廃棄物の処理なんですけども、特に雨水とかそういうのは問題ないというふうに出ているんですけど、これは内容はちょっと分かりません

けれども、排水については、関係法律に基づいて市の環境部門でチェックされるということなのでしょう。

事務局 お答えいたします。今回の転用目的が、まず2番については貸露天駐車場及び貸資源物回収広場の敷地を拡張するもの、3番については露天駐車場になっております。ですから、業としては産廃の回収業とか一般廃棄物回収業をやっていますけど、転用目的についての排水については、産廃が影響するものではなく、問題はないと確認しています。

議長 よろしゅうございますか。ほかに質疑ございませんでしょうか。

委員 産業廃棄物の中には、いろいろ汚水とかそういう中には危険物あるいは、引火物なんか流れる恐れがありますので、現地調査のときに、例えばそういうものを置かれるということであれば、どういったものがそこに積まれるのかというのは確認しないといけないという気はします。以前あったのは、ドラム缶置き場ということで申請が上がっていたんですけど、じゃあそのドラム缶の中に入っているのは何が入っているんだというところまで一応確認を以前やりました。ちゃんと本人が、そのときはジュースかなんかだったんですけども、そういうもので決して流出して、雨水で流れていっても問題がないというのを確認した記憶がありますので、その辺りまで今後は必要なんじゃないかなというふうに思います。置きっ放しになったら、どうかすると10年も20年も置きっぱなしで、その間にはもうドラム缶の厚さではさびて流れ出たりします。まして、生活、そういう資源関係で、例えば、車なんかはオイルが漏れたり、ガソリンが漏れたり、そういったところまで隣接する農地のためにはやっぱり確認する必要があるのじゃないかなと思いました。以上でございます。

事務局 補足で説明すると、この転用目的がもし産業廃棄物処理場とか、そういうものでしたら、きちんと他法令、先ほど**委員からも言われましたように、環境部のほうの手続がなされているかというのも確認した上で、申請を受けています。ですから、もし他法令に関係するようなものであれば、他法令も見ています。社会福祉施設でしたら、そういう認可を受ける手続がなされているかとかですね。今回の転用目的には、直接廃棄物をどうこうという目的ではありませんでしたので、今のこの内容

について、雨水排水とか、汚水排水、雑排水が出ないかという確認をさせていただいております。

以上です。

議 長 事務局の説明がありましたけれども、どうですか。

委 員 分かりました。

事務局 事業計画に基づいて申請を受けていますので、もしその事業計画外のものとかがあれば、指導に行くべきかとは思いますが。施工後の判断になってくるかと思えます。

議 長 よろしいですか。ほかにございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 ほかに質疑はないようですので、質疑を終了いたしまして、ただいまから採決に入ります。

第3号議案に賛成の方、挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第3号議案は可決されました。なお、審議番号2番、4番、11番は許可相当として、県農業会議へ意見聴取をいたします。

続きまして、第4号議案、非農地証明についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 15ページをお願いいたします。

第4号議案、非農地証明について。

非農地証明願が提出されたので付議いたします。

東部地域、1番、2番の2件です。

1番、申請地、山本町耳納、畑、1筆、498㎡、現況、宅地、証明理由、建築物等の敷地として相当なものであり、かつ、建築後20年以上経過しているものです。地

図ナンバーは20です。

2番、申請地、田主丸町石垣、畑、1筆、8,990㎡の内200㎡、現況、山林、証明理由、自然災害等で農地として原状回復が著しく困難な土地であると認められるものです。地図ナンバーは21です。

西部地域、3番、1件です。

3番、申請地、宮ノ陣町八丁島、畑、1筆、494㎡、現況、宅地、証明理由、建築物等の敷地として相当なものであり、かつ、建築後20年以上経過しているものです。地図ナンバーは22です。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。
ただいまより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。
第4号議案について、賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案は可決されました。
続きまして、第5号議案、久留米市農用地利用集積等促進計画の決定についてを議題といたします。
事務局の説明をいたします。

事 務 局 16ページをお願いいたします。
第5号議案、久留米市農用地利用集積等促進計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より、久留米市農用地利用集積等促進計画の決定を求められたので、付議いたします。
第1区、1番から3番までの3件です。
1番、所在地、荒木町荒木、田、2,498㎡、推進機構からの買入れとなります。

2番、所在地、高良内町及び上津町、田、畑、5筆、計3,257㎡、推進機構からの買入れとなります。

3番、所在地、安武町住吉、田、畑、3筆、計2,058㎡、推進機構からの買入れとなります。

17ページをお願いいたします。

第2区、4番の1件です。

4番、所在地、田主丸町益生田、田、2,320㎡、推進機構からの買入れとなります。

第3区、5番の1件です。

5番、所在地、北野町赤司、田、2,616㎡、推進機構からの買入れとなります。

第5区、6番、7番の2件です。

6番、所在地、三潴町壱町原、田、3筆、計1万2,693㎡、推進機構への売渡しとなります。

7番、所在地、三潴町田川、田、3,403㎡、推進機構への売渡しとなります。

以上、審議番号1番から7番までの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまより質疑に入りたいと思います。質疑のある方は、挙手を願います。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。第5号議案について、賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第5号議案は可決されました。よって、久留米市長宛て通知をいたします。続きまして、第6号議案、「令和6年度最適化活動の目標の設定等」の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

18ページをお願いいたします。

第6号議案、「令和6年度最適化活動の目標の設定等」の決定について。

農業委員会等に関する法律第37条の規定による「令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）」を作成したので付議いたします。

1、「令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）」、第6号議案別紙のとおりとしております。

第6号議案別紙のほうを御覧ください。

まず、概要についてでございますが、農業委員会では、農業委員会の農地等の利用の最適化活動の目標を設定し、公表することとなっております。情報の公表につきましては、総会での承認を受けた後、国、県並びに農業会議へ報告するとともに、ホームページ等で公表することとなっております。

それでは、表紙をめくっていただき、1ページのほうをお願いいたします。

令和6年度の最適化活動の目標の設定等（案）、1、農業委員会の状況でございます。1、農業委員会の現在の体制でございます。現在の農業委員の人数及びその内訳と推進委員の人数及び地区数を記載しております。

次に、2、農家、農地等の概要でございます。数値につきましては、国の耕地及び作付面積統計、農林業センサス、農業委員会の農家台帳、市農政部農政課からの資料等から記載をしております。

続きまして、2ページのほうをお願いいたします。

こちら最適化活動の目標についてでございます。

(1) 農地の集積についてですが、①現状及び課題として、現状、管内の農地面積8,330ヘクタールに対して、これまでの集積面積6,847ヘクタール、集積率82.2%となっております。課題といたしましては、農地中間管理事業や利用権設定等促進事業を活用し、集積が進んでおりますが、今後は、地域の実情に合わせた利用集積を行っていく必要があるとしております。

2、②目標といたしまして、今年度の新規集積面積37ヘクタールとしており、今年度末の集積面積は6,905ヘクタール、今年度末の集積率は82.9%としております。

次に、(2) 遊休農地の解消でございますが、①現状及び課題の現状といたしましては、1号遊休農地の面積が94.1ヘクタール、内訳といたしましては、全て緑区分の遊休農地面積となっております。黄色区分の遊休農地面積はゼロヘクタールとなっております。

なお、緑区分の遊休農地については、草刈り等で耕作できる農地のことというところで、久留米市では、全てこちらとして捉えているというところにさせていただいております。

課題といたしましては、事前に農地の利用状況や農家の意向をしっかりと把握し、農地が遊休化しない取組を強化する必要があるとしております。

続きまして、②の目標についてですが、令和5年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積94.1ヘクタールに対しまして、今年度緑区分の遊休農地の解消目標面積18.9ヘクタールとしております。これは、昨年の農地パトロールのときの遊休農地面積を5年かけて解消するという、全国一律の指導があっており、その5分の1、94.1ヘクタールの5分の1の面積を記入させていただいているものでございます。

なお、一番下になりますけれども、前年度に発生した緑区分の遊休農地の解消面積目標が0.9ヘクタールとなっております。

続きまして、3ページのほうをお願いいたします。

(3) 新規参入の促進でございます。①現状及び課題といたしまして、過去3年間の新規参入者の数と面積を記載させていただいております。課題といたしましては、新規参入者へ営農条件のよい農地をあっせんすることがなかなか厳しい状態であり、より多くの農地情報を収集して提供する仕組みづくりが必要であると記載しております。

②の目標といたしましては、新規参入者への貸付等において、農地の所有者の同意を得た上で公表する農地面積を81.5ヘクタールとしております。この数字は、過去3年間の農地法3条、利用権設定、中間管理事業などで権利設定があった農地の3年間の平均が815.5ヘクタールとなっております、この平均値の10分の1を記載するということになっておりますので、そのため81.5ヘクタールがその目標数値となっております。

次に、最適化活動の目標になりますけれども、(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標といたしまして、1人当たりの活動日数は6日毎月としております。

また、(2) 活動強化月間の設定目標としては3回予定してございまして、こちらが遊休農地の解消や新規参入の促進、農地の集積というところで記載をさせていただいております。

また、(3) 新規参入相談会の参加目標についてですが、新規参入の相談会の参加日数の内訳を記載させていただいております。こちらも4回新規参入の方へ相談会

をすることで目標として記載をさせていただいております。
以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 なければ、採決に移りたいと思います。
第6号議案につきまして、賛成の方は、挙手をお願いします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第6号議案は可決されました。
引き続きまして、報告事項に入ります。
報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について。
報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理の専決について。
報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について。
報告第4号、職員の任免について。
事務局の説明を省略いたします。
それでは、ただいまより質疑に入ります。質疑のある方、挙手を願います。質疑は
ございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑はないようでございますので、これにて質疑を終了いたします。
よって、報告第1号から報告第4号までの報告事項を終わります。
次に、お諮りをいたします。本総会におきまして、議決された案件で、条項、字句、
数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたい
と思いますが、異議ございませんか。

「なしの声」

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議決された案件で、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定をいたしました。

ただいまから議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により、10番、白水貴委員、23番、松隈康吉委員にお願いをいたします。

以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。